

厚木市公文書等の管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第45号を次のように改める。

(45) 情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会の委員

第1条中第46号を削り、第47号を第46号とし、第48号から第101号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条第1項中「第100号まで」を「第99号まで」に改め、同条第2項中「前条第101号」を「前条第100号」に改める。

第3条中「第1条第101号」を「第1条第100号」に改める。

第5条第1項中「第101号」を「第100号」に改める。

第6条第1項第1号中「第100号まで」を「第99号まで」に改める。

別表45の項中「個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会」に改め、同表中46の項を削り、47の項を46の項とし、48の項から100の項までを1ずつ繰り上げる。

(厚木市情報公開条例の一部改正)

第2条 厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条の2～第24条の3」を「第20条・第21条」に、「第25条～第28条」を「第22条～第25条」に、「第29条～第31条」を「第26条・第27条」に改め、「第6章 罰則（第32条）」を削る。

第2条第2号ただし書中「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 市の博物館、図書館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第9条中「審査会」を「厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会条例（令和4年厚木市条例第20号）第1条に規定する厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会（以下「審査会」という。）」に改める。

第16条第2項第1号中「第7条第1号イ」の次に「若しくはウ」を加える。

第21条を削る。

第20条第1項各号列記以外の部分中「厚木市情報公開審査会」を「審査会」に

改め、同条を第21条とし、第19条の2を第20条とする。

第22条から第24条の3までを削る。

第4章中第25条を第22条とし、第26条から第28条までを3条ずつ繰り上げる。

第29条を削り、第30条を第26条とし、第31条を第27条とする。

第6章を削る。

第3条 厚木市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 厚木市公文書等の管理に関する条例（令和7年厚木市条例第4号）第2条第4号に規定する特定歴史公文書等

（厚木市個人情報保護条例の一部改正）

第4条 厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「厚木市個人情報保護審査会条例」を「厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会条例」に、「厚木市個人情報保護審査会（）」を「厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会（）」に改める。

（厚木市個人情報保護審査会条例の一部改正）

第5条 厚木市個人情報保護審査会条例（令和4年厚木市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会条例

第1条中「厚木市個人情報保護審査会」を「厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会」に改める。

第2条第2号を削り、同条第1号中「「法」を「「個人情報保護法」に改め、「（以下「審査請求に係る諮問」という。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1）厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項の規定による諮問に関する事項

第2条に次の1項を加える。

- 2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開、個人情報の保護又は公文書等の管理（以下「情報公開等」という。）に関する事項について、市長、実施機関（情報公開条例第2条第1号、厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2項第1号又は厚木市公文書等の管理に関する条例（令和7年厚木市条例第 号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）若しくは議長の諮問に応じ調査審議し、又は市長、実施機関若しくは議長に意見を述べることができる。

第3条各号列記以外の部分中「5人以内」を「8人以内」に改め、同条第2号

中「個人情報の保護」を「情報公開等」に改める。

第7条第1項中「審査請求に係る諮問に関する事項について調査審議するため」を「必要があると認めるときは」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

審査会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号又は個人情報保護条例第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。）又は議会（以下「諮問実施機関等」という。）に対し、当該各号に定める行政文書等（行政文書（情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書であって、情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係るものをいう。以下同じ。）又は保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項又は議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報であって、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項又は議会条例第20条第5号ア、第37条第1項若しくは第45条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等の公開又は開示を求めることができない。

(1) 情報公開条例第21条第1項の規定による諮問 行政文書

(2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項又は議会条例第48条第1項の規定による諮問 保有個人情報

第8条第2項を削り、同条第3項中「審査請求に係る諮問をした実施機関又は議会（以下「諮問実施機関等」という。）」を「諮問実施機関等」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「保有個人情報」を「行政文書等」に改め、同項を同条第3項とする。

第9条第1項中「前条第4項」を「前条第3項」に改め、「法第106条第2項の規定により読み替えて適用される」を削り、「第74条」の次に「（個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「同項」を「行政不服審査法第81条第3項」に改める。

第12条中「個人情報保護主管課」を「情報公開主管課」に改める。

第6条 厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 厚木市公文書等の管理に関する条例（令和7年厚木市条例第4号。以下「公文書等管理条例」という。）第26条第1項の規定による諮問に関する事項

第2条第2項中「厚木市公文書等の管理に関する条例（令和7年厚木市条例第4号）」を「公文書等管理条例」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「諮問をした」の次に「市長、」を加え、

「公開決定等に係るものをいう。以下同じ。）又は」を「公開決定等に係るものをいう。以下同じ。）、」に改め、「利用停止決定等に係るものをいう。以下同じ。）」の次に「又は特定歴史公文書等（公文書等管理条例第2条第4号に規定する特定歴史公文書等であつて、公文書等管理条例第19条第1項に規定する利用決定等に係るものをいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（3）公文書等管理条例第26条第1項の規定による諮問 特定歴史公文書等
（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部改正）

第7条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（令和6年厚木市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中

「

- （2）厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）第32条
- （3）厚木市行政不服審査会条例（平成28年厚木市条例第4号）第8条
- （4）厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号）附則第6項各号列記以外の部分及び第7項
- （5）厚木市個人情報保護審査会条例（令和4年厚木市条例第20号）第14条及び附則第7項

」

を

「

- （2）厚木市行政不服審査会条例（平成28年厚木市条例第4号）第8条
- （3）厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号）附則第6項各号列記以外の部分及び第7項
- （4）厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会条例（令和4年厚木市条例第20号）第14条及び附則第7項

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に第2条の規定による改正前の厚木市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第21条第1項の規定により設置された厚木市情報公開審査会（以下「旧情報公開審査会」という。）及び第5条の規定によ

る改正前の厚木市個人情報保護審査会条例（以下「旧個人情報保護審査会条例」という。）第1条の規定により設置された厚木市個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）の委員である者は、施行日に第5条の規定による改正後の厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会条例（以下「新審査会条例」という。）第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、新審査会条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧情報公開審査会及び旧個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 施行日以後最初に行われる新審査会条例第3条の規定による委嘱を受けた同条第2号に掲げる者（公文書等の管理に関する制度に関し、優れた識見を有する者として委嘱を受けたものに限る。）の任期は、新審査会条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際、現に旧情報公開審査会の会長である者又はその職務を代理する委員である者は、新審査会条例第5条の規定にかかわらず、それぞれ、施行日に新審査会条例第1条の規定により設置された厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会（以下「新審査会」という。）の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に旧情報公開審査会若しくは旧個人情報保護審査会（以下これらを「旧審査会」という。）の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第21条第9項又は旧個人情報保護審査会条例第10条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行日以後も、なお従前の例による。
- 6 施行日前に、旧審査会において、次に掲げる規定に基づく諮問がされた場合における調査審議については、新審査会条例第2条の規定による調査審議とみなす。
 - (1) 旧情報公開条例第20条第1項
 - (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項又は厚木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年厚木市条例第18号。以下「議会条例」という。）第48条第1項
 - (3) 厚木市個人情報保護条例第16条又は議会条例第48条第3項
- 7 旧審査会は、施行日において、新審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 8 この条例の施行日前にした行為に対する旧情報公開条例又は旧個人情報保護審査会条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 附則第5項の規定によりなお従前の例によるものとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 10 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下この項

において「刑法施行日」という。)の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。